

子ども教育課 ☎ 932-1151 (内線 245 番)

就学相談会のお知らせ

現在、小学生のお子さんがあるご家庭と、来春、小学1年生になるお子さんがあるご家庭を対象に、就学相談会を実施します。

落ち着きがない、友達と遊べない、ことばが遅れている、学習についていけないのでは…など、日ごろ、お子さんのことで心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談は、町内の小学校の先生や専門の先生、子ども教育課の職員が伺います。

- 期日 8月5日(火)
 - 場所 アザレアホール須恵
 - 時間 13:30～ 個別相談(1家庭30分以内)
 - 申込み期限 7月25日(金)
- ※ご希望の方は、子ども教育課に相談申込書がありますので、ご記入のうえ提出してください。

**財団法人 福岡県教育文化奨学財団
高校奨学金のご案内**

財団法人福岡県教育文化奨学財団では、勉学意欲がありながら経済的理由で修学が困難な人に対して、学資の貸与を行なって社会に有為な人材の育成などを目的に奨学事業を実施します。

- 奨学金の種類 (無利子)
 - ・入学支度金
 - ・奨学金
- 募集方法
 - ・予約募集
 - ・在学募集

※詳細は、各中学校から夏休み前に配布される「平成21年度高校奨学金のお知らせ」をご覧ください。

総務課 ☎ 932-1151 (内線 317 番)

**夏の交通安全運動が実施されます
7月10日(木)～19日(土)**

夏の交通安全県民運動(交通事故をなくす福岡県民運動本部主唱)が、7月10日から19日まで実施されます。この運動は、県民一人ひとりに交通安全の知識を普及して、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけてもらうために行うものです。一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故をなくす運動にご協力をお願いいたします。

掲示板

住民課 ☎ 932-1151 (内線 118 番)

国民年金免除申請を受け付けます

平成20年度の、国民年金免除申請は7月から受け付けています。

この申請は、原則として毎年7月に更新の手続きをしていただくこととなっています(前年度に継続申請をされた人は除きます)。

なお、失業などで免除を申請される場合、離職票または雇用保険受給資格者証(ハローワークで交付)が必要です。また、転入された人は前住所地から所得証明書を取り寄せていただく場合があります。

継続申請を希望した人は

継続申請を希望した人は、今回の免除申請は不要です(前年度に、失業を理由とした免除を申請した人は、今年度も申請が必要です)。結果通知が届くのをお待ちください。

また、免除を受けるためには所得の確認が必要です。申告がお済みでないと、免除の判定ができませんので、お済みでない人は早めの申告をおすすめします。

- 問合せ先 東福岡社会保険事務所
☎ 651-7129

保健環境課 ☎ 932-1151 (内線 154 番)

**平成20年度 住民検診(集団検診)
受診申込書は届きましたか?**

本年9月下旬から10月上旬に実施する、住民検診(集団検診)の受診申込書を、先月下旬から今月上旬にかけて各家庭に配布しました。

今年度から、住民検診の受診受け付けは、この送付する申込書で行うこととなりました。内容や申し込み期限を確認のうえ、手続きください。

また、まだ受診申込書が届いていない場合は、役場保健環境課にご連絡ください。

- 住民検診(集団検診)実施日 9月26日(金)～10月6日(月)
- 実施場所 役場保健センター
- 申込み締切り 7月31日(木)

上下水道課 ☎ 932-1151 (内線 235 番)

水道メーター器交換にご協力ください

水道メーター器の使用有効期間は、計量法に基づき8年間と定められています。この使用期限を迎えるものは、町が委託した須恵町水道事業指定店を通して、交換工事を行なっています。

今回、平成13年に設置したメーター器を今月から来月にかけて順次交換いたしますので、ご協力をお願いいたします。

- 交換時のお願い
 - 交換作業は施工許可書を携帯した担当者が訪れ、細心の注意をはらって行いますが、まれに空気が入ることがあります。蛇口をあけて、水道管内の空気を排出してください。
 - メーターボックス上の自動車などは、交換作業時に移動していただく場合があります。
 - お留守の場合でも交換させていただきます。
 - この交換工事で、代金をいただくことはありません。

運動の重点

- 全ての座席のシートベルトやチャイルドシートを正しく着用しよう
- 自転車の安全利用を推進しよう
- 飲酒運転を撲滅しよう

子ども教育課 ☎ 932-1151 (内線 273 番)

**児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている人へ
8月は現況届の提出月です**

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている人は、毎年8月に現況届を提出しなければいけません。

この現況届は、平成20年度を受給資格を確認するもので、提出がない場合は手当が支給停止されますのでご注意ください。提出の際は、児童扶養手当受給者は住民票の謄本を、特別児童扶養手当受給者は児童の身体障害者手帳と療育手帳を、それぞれ持参してください。

※受給者には、郵送で別途通知しますので、必要書類などを確認して、**8月1日以降に役場子ども教育課窓口**で手続きを行なってください。

臨時保育士募集

町立保育所では、保育士資格を持つ臨時保育士を募集しています(登録していただいて必要なときに採用します)。

- 身分 保育所臨時保育士
- 応募資格 昭和37年4月2日～昭和63年4月1日生まれ
- 勤務地 町立各保育所
- 勤務時間 保育所開所時間内(7:00～19:00)でローテーション
- 賃金 日給6500円(雇用保険適用有)
- 提出書類 所定の履歴書および幼稚園・保育士資格証明書の写しを提出
- 登録期間 平成21年3月31日まで(平成20年度内)

7月の納税
国民健康保険税・2期分
固定資産税・2期分

町の人口

平成20年6月1日現在
() = 前月比

- 男性 12,547人(-7)
- 女性 13,162人(+7)
- 合計 25,709人(±0)
- 世帯数 9,454戸(+22)